

原木需給情報システム開発事業関連海外情報

No. 28, 13 December 2013



(注：本資料は情報提供のみを目的として仮訳したものです。訳文の利用により生じる法的責任・義務や損害の発生について、情報提供者としてはその責任を負いかねることにご注意ください。)

木材の持続的な利用に関する法律

(法律：第 11429 号)

2012. 5. 23 制定

2013. 5. 24 施行

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この法律は木材の炭素貯蔵機能とその他の多様な機能を増進して木材を持続的に利用させることで気候変動に対応しながら国民の生活の向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法律で使用される用語の意味は次の通りである。

1. 「木材」とは「山林資源の造成及び管理に関する法律」による立木・竹を伐採した産物（原木及び輸入された産物を含む）をいう。

2. 「木材製品」とは木材また木材と他の原料を物理的・化学的に加工して生産された製品（輸入された製品も含む）として大統領令で定めた比率以上の木材が含まれた製品をいう。

3. 「木材生産業」とは「山林資源の造成及び管理に関する法律」による立木・竹を伐採・製材して流通（原木及び輸入した産物の製材・流通を含む）する事業をいう。
4. 「木材産業」とは木材製品を生産・販売する産業をいう。
5. 「木材文化」とは木材の多様な機能を具現する木材製品を選好しながら利用する社会構成員の共通された価値観・知識・規範と生活様式をいう。
6. 「木材文化指数」とは木材文化の定着及び振興に関する程度を数値で表示したものをいう。
7. 「木材教育」とは木材の多様な機能を体系的に体験・学習して木材の重要性を理解しながら木材に関する知識を習得して正しい価値観を持たせる教育をいう。
8. 「木材の持続的な利用」とは木材文化を振興し、木材教育を活性化し、木材製品を体系的に安定的に供給して現世代のみならず未来世代の社会的・経済的及び精神的に多様な木材需要を充足できるように木材を持続的に利用することをいう。
9. 「炭素貯蔵量」とは木材製品に貯蔵された炭素量をいう。
10. 「地域間伐材」とは地方自治体地域または隣接した自治体の内で生産された木材をいう。
11. 「地域間伐材の利用製品」とは木材製品に使用された木材量の中で該当の木材製品の生産場所が所在する地方自治体地域で生産された間伐材を使用した比率が大統領令で定められた比率以上である木材製品をいう。

第3条（基本理念） 木材利用を通じて快適な生活環境の造成及び炭素貯蔵の拡大は、国民健康の増進と文化的な生活の享有及び気候変動に対応するための必要な要素を認識し、木材文化の振興と木材教育の活性化を通じて木材の持続可

能な利用を達成すると同時に未来世代に木材利用が継承できることをこの法律の基本理念とする。

第 4 条（責務） 国家及び地方自治体は木材文化の振興と木材教育の活性化及び木材製品の体系的・安定的な供給に必要な施策を樹立・施行して木材の持続的な利用が増進されるよう努力する。

第 5 条（他の法律との関係） 木材の持続可能な利用に関する他の法律で別に定めた場合を除いてはこの法律に従う。

第 2 章 総合計画の樹立・施行

第 6 条（総合計画の樹立等） ①山林庁長は木材の持続可能な利用のために 5 年ごとに木材の持続可能な利用に関する総合計画（以下、「総合計画」という）を樹立・施行する。

②総合計画には次の内容が含まれる。

1. 木材の供給・流通現況と展望
2. 木材文化の振興及び木材教育の活性化に関する計画
3. 木材及び木材製品の長短期に関する需給計画
4. 木材市場及び木材産業の育成のための中長期に関する投資計画
5. 木材の持続可能な利用増進に関する計画
6. 木材産業の競争力の向上のための研究開発に関する事業
7. 木材産業に関連する技術教育及び専門者の育成方案
8. 国産材の供給・利用の活性化に関する計画
9. その他に木材の持続可能な利用のために必要な事項

③山林庁長は総合計画を樹立あるいは変更する場合には関係中央行政機関の長と協議し、市・道知事の意見を受けて、第 9 条第 1 項に定める持続可能な木

材利用委員会の審議を経て確定する。ただし、大統領令で定める細目を変更する場合にはこの限りではない。

④山林庁長は総合計画の樹立のために必要な場合は関係中央行政機関の長及び市・道知事に資料提出を要求できる。その場合は関係中央行政機関の長及び市・道知事は特別な事情がない限り、これに従わなければならない。

⑤山林庁長は総合計画による年次別全国施行計画（以下、「全国施行計画」という）を樹立・施行する。この場合は全国施行計画に毎年の木材需給に関する計画を含まなければならない。

⑥山林庁長は第 3 項によって確定した総合計画及び第 5 項によって樹立した全国施行計画を関係中央行政機関の長と市・道知事に通知する。

第 7 条（地域計画の樹立等） ①市・道知事は第 6 条第 6 項によって山林庁長から総合計画の樹立に関する通知を受けると総合計画の内容と該当地域の状況を踏まえて 5 年ごとに木材の持続可能な利用に関する地域総合計画（以下、地域総合計画という）を樹立あるいは変更しなければならない。この場合は山林庁長から総合計画の変更に関する通知を受けて特別な理由がない限り、これを地域総合計画に反映しなければならない。

②市・道知事は地域総合計画と第 6 条第 6 項によって通知を受けた全国施行計画に基づいて年次別の地域施行計画（以下、「地域施行計画」という）を樹立・施行しなければならない。この場合は地域施行計画に木材需給計画が含まなければならない。

③市・道知事は農林畜産食品部令で定められた事項によって地域施行計画の推進実績を山林庁長に提出しなければならない。

第 8 条（統計・実態調査及び情報体系の構築・運営） ①山林庁長は毎年木材製品の生産・流通・消費などを含めて木材の持続可能な利用に関する統計調査及

び実態調査（以下、統計・実態調査という）を実施してその結果を総合計画と全国施行計画に反映しなければならない。この場合は統計の調査・作成に係る統計法の関連規定を準用する。

②山林庁長は木材の持続可能な利用に関する情報と資料などを国民に公開して木材産業の活性化に必要な政策を効率的に樹立・施行するために木材の持続可能な利用に関する情報体系を構築・運営しなければならない。

③山林庁長は統計・実態調査及び第 2 項による情報体系の構築・運営のために必要な場合には関係中央行政機関の長、地方自治体の長、公共機関の長、関係機関及び団体の長などに必要な資料及び情報の提供を要求できる。この場合は資料及び情報提供の要求を受けた者は正当な理由のない場合にはこれに従わなければならない。

④山林庁長は統計・実態調査の内容及び第 2 項による情報・資料を「公共機関の情報公開に関する法律」によって国民に提供できるよう努力しなければならない。

⑤統計・実態調査の範囲、方法及びその他に必要な事項は大統領令で定める。

第 3 章 木材文化の振興及び木材教育の活性化など

第 9 条（持続可能な木材利用委員会） ①木材利用を持続的に活性化するために山林庁長の所属で持続可能な木材利用委員会（以下、「木材利用委員会」という）を置く。

②木材利用委員会は次の業務を行う。

1. 第 6 条 3 項による総合計画の審議
2. 第 14 条第 1 項各号による認証・認定に関する審査
3. 第 17 条第 3 項及び第 4 項による安全性の優秀な木材製品の指定及び安全

性のための木材製品の指定に関する審査

4. 第 18 条第 1 項による木材製品の新技术の指定に関する審査

5. 第 20 条による木材製品の規格・品質基準の審査

6. その他木材の持続可能な利用に関する事項の中で農林畜産食品部令で定める事項

③木材利用委員会は委員長 1 名を含めて 20 名以内の委員に構成する。

④木材利用委員会では大統領令で定められた規定によって分科委員会及び専門委員を置くことができる。

⑤木材利用委員会及び分科委員会の構成及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 10 条（木材文化の振興及び木材教育の活性化） ①国家及び地方自治体の長は国民の生活において木材の多様な機能が具現できるよう木材文化の振興に努力しなければならない。

②国及び地方自治体の長は木材の多様な機能の体験・学習に必要な木材教育プログラムを開発・普及するなど木材教育の活性に努力しなければならない。

第 11 条（木材文化指数の測定及び公表） ①山林庁長は市・道の木材文化指数を毎年測定して公表しなければならない。

②市・道知事は管轄市・郡・区の木材文化指数を毎年測定して公表しなければならない。

③第 1 項及び第 2 項の木材文化指数の測定は第 16 条に伴う木材文化振興会に委託することができる。

④第 1 項及び第 2 項による木材文化指数の測定基準・測定方法及び公表の手続き、その他必要な事項は大統領令で定める。

第 12 条（伝統木材文化の継承・発展） ①国家及び地方自治体は伝統木材文化を

継承・発展するために必要な施策を開発してその情報を提供しなければならない。

②山林庁長は伝統木材加工技術を活用した多様な木材製品及び生産技術を開発・普及し、伝統木材文化を継承・発展するために伝統木材製品の認証制度と木材製品名人の認定制度を運営することができる。

第 13 条（地域木材文化の振興等） ①山林庁長及び地方自治体の長は地域木材文化の振興と炭素吸収源の増進のために地域間伐材の利用を促進する施策を推進することができる。

②山林庁長は地域木材文化の振興と炭素吸収源の増進のために地域間伐材の利用製品を認証することができる。

第 14 条（認証・認定等） ①次の各号の認証・認定を受けられる者は農林畜産食品部令の定めによって山林庁長に認証・認定を申請することができる。

1. 木材教育プログラムの認証
2. 伝統木材製品の認証
3. 木材製品名人の認定
4. 地域間伐材の利用製品の認証

②山林庁長は第 1 項の各号の認証・認定に関する申請を受けた場合は木材利用委員会の審査を経て検討しなければならない。

③第 2 項による認証の有効期間は認証を受けた日から 3 年、認定の有効期間は認定を受けた日から 5 年とし、認証・認定の有効期間は大統領令で定められた規定に従う。

④山林庁長は第 2 項による認証・認定が次の各号のいずれか一つに該当する場合この認証・認定を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当する場合にはこの認証・認定を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他の不正な方法で認証または認定を受けた場合
2. 他者に本人の商号また名称を使用させる場合
3. 第2項による認証・認定基準に不適合な場合

⑤第4項による認証・認定が取り消しされた者は取り消しされた日から3年
が過ぎなければその認証・認定を申請することができない。

⑥第1項による認証・認定の申請手続き、認証・認定の表示方法、その他必
要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第15条（炭素貯蔵量の表示・測定等） ①山林庁長は大統領令で定めている木材
製品に対して炭素貯蔵量を表示させることができる。

②山林庁長は大統領令で定めている木材専門機関に炭素貯蔵量の測定を代行
させることができる。

③第1項による認証・認定の申請手続き、認証・認定の表示方法、その他必
要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第16条（木材文化振興会） ①木材文化の振興、木材教育の活性化及び木材の持
続可能な利用を促進するために山林庁長の所管で木材文化振興会（以下、「振興
会」という）を設立する。

②振興会は次の各号の事業を行う。

1. 木材文化と木材教育に関する政策・制度の調査・研究・教育・広報などに
関する事業

2. 木材文化の振興及び木材教育の活性化に関する事業

3. 木材文化指数の向上に関する事業

4. 炭素貯蔵量の測定に関する事業

5. その他木材の持続可能な利用のために必要な事業として農林畜産食品部令
で定める事業

③振興会は法人とし、その主な事務室の所在地で設立登記を行うことで成立する。

④振興会の事業に使用される経費は会費・事業費・委託手数料などで充当し、国家または地方自治体は所要経費の一部を予算の範囲で支援できる。

⑤振興会の組織、振興会が行う事業の範囲、その他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

⑥振興会に関してこの法律で規定されたことを除いては「民法」の中で社団法人に関する規定を準用する。

第4章 木材製品の品質管理

第17条（木材製品に対する安全性の評価等）①山林庁長は木材製品を生産・販売または利用する際に人と環境に物理的・化学的な被害が発生しないように木材製品に対する安全性の評価（以下、安全性評価という）を行うことができる。

②安全性の評価は「林業及び山村振興促進に関する法律」第29条の2による韓国林業振興院（以下、韓国林業振興院といる）に委託することができる。

③山林庁長は安全性の評価結果が優れたことが認定された木材製品を木材利用委員会の審査を経て安全性の優秀な木材製品として指定することができる。

④山林庁長は安全性の評価結果が危害要素があると認定された木材製品を木材利用委員会の審査を経て安全性の危害の木材製品として指定し、大統領令の定めによって木材製品の生産及び販売を制限または廃棄を命ずることができる。

⑤安全性の評価結果について異議がある者は、大統領令の定めによって異議申請を行い、再び安全性の審査を受けることができる。

⑥安全性の評価の対象・基準・方法及び有効期間、安全性の優秀な木材製品及び安全性のための木材製品の指定基準・手続き、安全性のための木材製品の

廃棄方法、その他必要な事項は大統領令で定める。

第 18 条（木材製品の新技术の指定） ①山林庁長は木材製品の製造の技術的な向上と新しい技術開発を促進するために大統領令で定めている基準に適合する技術を木材製品の新技术として指定することができる。

②山林庁長は第 1 項にとって木材製品の新技术と指定する場合には韓国林業振興院の技術分析と木材利用委員会の審議を経なければならない。

③新技术指定の取り消しに関しては第 14 条第 4 項を準用する。この場合、第 2 項は第 1 項と、認証・認定は木材製品の新技术の指定と認める。

④木材製品の新技术の指定に関する手続きまたはその他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第 19 条（優先購買） 国家・地方自治団体または公共機関は他の法律の規定にもかかわらず次の各号のいずれかの一つに該当する木材製品を優先的に購買することができる。

1. 第 14 条第 1 項第 2 号にとって伝統木材製品の認証を受けた木材製品
2. 第 14 条第 1 項第 3 号によって木材製品の名人によって認定を受けた者が造った木材製品
3. 第 14 条第 1 項第 4 号によって地域間伐材の利用製品として認証を受けた木材製品
4. 第 17 条第 3 項によって指定された安全性が優れた木材製品
5. 第 18 条第 1 項によって指定された木材製品の新技术を利用して製造した木材製品

第 20 条（木材製品の規格・品質基準の告示及び検査） ①山林庁長は木材製品の品質向上と流通秩序を確立するために大統領令で定めている木材製品に対してその規格と品質基準を告示しなければならない。

②第 1 項によって規格と品質基準が告示された木材製品を生産する者がこれを販売または輸入する者がこれを通関する場合には大統領令で定めている木材規格・品質検査を自主的に行うことができる工場（以下、自主検査工場という）を指定して自主検査を行うことができる。

③山林庁長は第 2 項による検査結果の規格・品質基準に適合していない木材製品に対して大統領令で定めたところによって販売停止・搬送または廃棄を命ずることができる。

④第 2 項によって検査を受けた木材製品を販売・保管または通関する者は規格・品質検査

の結果を消費者が見やすい位置に表示しなければならない。

⑤第 2 項による規格・品質検査の結果について異議がある者は大統領令の定めによって異議申請を行い、再び規格・品質検査を受けることができる。

⑥第 2 項から第 5 項までによる規格・品質基準及び有効期間、規格・品質表示の基準、自主検査工場の指定基準・指定の手続き、搬送、廃棄方法、その他必要な事項は大統領令で定める。

第 21 条（木材製品の品質認証） ①山林庁長は木材製品の円滑な流通、品質向上及び消費者保護のために品質認証（以下、「品質認証」という）を行うことができる。

②品質認証は韓国林業振興院に委託することができる。

③品質認証を受けてない木材製品には品質認証の表示またはこれと類似の表示をしてはならない。

④品質認証の有効期間は 5 年の範囲で大統領令で定める。ただし、必要な場合は 2 年の範囲で一回限りその期間を延長することができる。

⑤山林庁長は品質向上と生産の奨励などのために必要な場合は品質認証を受

けた木材製品を生産する者に予算の範囲で資金を支援することができる。

⑥品質認証の対象品目、表示基準及び方法、認証手続き、認証期間及び実施時期、その他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

第 22 条（規格・品質検査または品質認証の取消し等） ①山林庁長は規格・品質表示または品質認証が表示された木材製品の品質水準を維持または消費者を保護するために必要と認められる際には関係公務員または韓国林業振興院の職員に流通・販売されている木材製品を収集して次の各号の事項に対して適合するかどうかを調査・検査させることができる。この場合は収集・調査・検査または閲覧を行う公務員はその権限を表示する身分証を持ってこれを関係者に提示するものとする。

1. 第 20 条第 2 項による規格・品質検査を受けたかどうか
2. 第 20 条第 4 項による規格・品質検査または第 21 条による品質認証の表示が正しいかどうか
3. 木材製品の規格・品質が規格・品質基準または品質認証の基準に適合しているかどうか
4. その他規格・品質または品質認証と関連する事項

②第 1 項による関係者は収集・調査・検査または閲覧に対して正当な理由がない限り拒否・妨害または忌避することができない。

③山林庁長は第 20 条第 4 項に規格・品質表示、第 21 条による品質認証の表示が次の各号のいずれか一つに該当すると規格・品質検査の判定または品質認証を取消及び表示の変更・使用停止の処分またはその木材製品の販売停止をすることができる。

1. 虚偽またはその他不正な方法で規格・品質検査及び品質認証を受けた場合
2. 規格・品質表示または品質認証の表示を変更及び事実と異なって表示する

場合

3. 規格・品質検査を受けた木材製品または品質認証を受けた木材製品と生産・販売される木材製品が異なる場合

4. 規格・品質が規格・品質基準または品質認証の基準と適合しない場合

5. 表示の内容が規格・品質表示の基準または品質認証表示の基準に違反する

場合

6. 表示の変更または表示の使用停止の処分に従わない場合

第 23 条（木材製品の情報公開） 山林庁長は次の各号の事項を農林畜産食品部令の定めによって公開しなければならない。この場合、山林庁長はこの公開を韓国林業振興院に委託することができる。

1. 第 20 条第 2 項による規格・品質検査の結果

2. 第 21 条第 1 項による品質認証の結果

3. 第 22 条第 1 項による調査・検査の結果

第 5 章 木材流通及び木材利用の活性化

第 24 条（木材生産業の登録等） ①木材生産業を経営する者は大統領令で定められた基準によって主な事務所の所在地を管轄している地方自治団体の長に登録しなければならない。この場合自治体の長はその者に登録書を発給しなければならない。

②第 1 項によって木材生産業を行うために登録した者（以下、「木材生産業者」という）はその商号・名称または事務所の所在地あるいはその他大統領令で定めている事項が変更された場合には自治体の長に申告しなければならない。

③木材生産業者は他者に本人の商号または名称を使用して木材生産業を営ませることやこの登録証を貸すことはできない。

④木材生産業者が木材生産業を譲渡及び合併する場合には大統領令の定めによって自治体の長に申告しなければならない。

第 25 条（欠格理由） 次の各号のいずれかの一つに該当する者は木材生産業を登録できない。法人の場合はその役員の中に次の各号のいずれかの一つに該当する社がいる場合にも同様とする。

1. 破産宣告を受けて復権されていない者
2. 木材生産業の登録が取消された日から 2 年が経過していない者
3. この法律に違反し懲役刑以上の実刑を宣告されて、この執行が終わるかまたは免除された日から 2 年が経過していない者
4. この法律に違反し懲役刑の執行猶予の宣告を受けてその猶予期間中の者

第 26 条（登録の取消し等） ①自治体の長は木材生産業者が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には木材生産業の登録を取り消し、または 6 ヶ月以内の期間を決めて営業の停止を命じることができる。ただし、第 1 号及び第 2 号に該当する場合には木材生産業の登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽またはその他不正な方法で第 24 条第 1 項による登録を行う場合
2. 第 25 条の各号のいずれかの一つに該当する場合
3. 木材生産業の登録基準に達していない場合
4. 第 24 条第 3 項に違反する場合
5. 第 24 条第 4 項による申告をしてない場合
6. 第 27 条第 1 項に違反して帳簿を整えてない場合
7. 正当な理由がないにもかかわらず、第 27 条第 2 項による報告または検査を拒否・妨害及び忌避した場合
8. 営業停止期間に営業する場合

②第 1 項による登録取消しなどの具体的な基準は違反行為の種類と違反程度

などを考慮して大統領令で定める。

③木材生産業者が第1項によって木材生産業の登録取消し処分を受けた場合はその取消し処分を受けた日から木材生産業を行うことができない。ただし、登録取消し処分を受ける前に流通するために契約した木材の場合に限り続けて流通することができる。

第27条（指導・監督） ①木材生産業者は農林畜産食品部令の定めによって木材の種類・流通量などを明確に書かれた帳簿を整えなければならない。

②自治体の長は木材生産業の登録基準及び木材流通の現況などの確認が必要と認められた場合には木材生産業者に対して木材流通現況など、この業務に関する事項を報告または所属公務員に施設・装備・書類などを検査させることができる。

③第2項によって検査を行う場合には検査7日前に検査の日時・理由及び内容を木材生産業者に通知しなければならない。ただし、事前通知の場合は証拠隠滅などによって検査目的を達成できないと認定される場合にはその限りではない。

④第2項による検査を行う公務員はこの権限を表示する身分証を持ってこれに関係者に提示しなければならない。

⑤木材生産業は第2項による検査を正当な理由ない限り、拒否・妨害または忌避してはならない。

第28条（木材の持続可能な利用の活性化） ①山林庁長は気候変動に対応するために国家・地方自治団体または公共機関に山林バイオマスエネルギーの使用を拡大させるよう奨励することができる。

②山林庁長は木材の効率的な利用と木材産業の体系的な育成のための木材流通団地または木材産業団地の開発を支援することができる。

③木材生産業者は木材の体系的な流通のための農林畜産食品部令の定めによって品質・等級別に選別して生産・販売するよう努力しなければならない。

第 29 条（木材及び木材製品の流通制限等） ①山林庁長は木材及び木材製品の需給調整、流通秩序の確立及び安全性の確保のために必要と認定される場合には大統領令で定める木材及び木材製品の生産・販売・流通または使用を制限することができる。この場合は関係中央行政機関長との協議の後にこの制限の理由と内容を告示しなければならない。

②山林庁長は木材及び木材製品の効率的または安全的な使用のための指針を定めてこの指針によって使用するよう指導することができる。

第 30 条（木材産業に関連する技術開発の促進） ①国及び地方自治体は木材産業関連の技術開発を促進するために次の各号の事項を推進することができる。

1. 木材産業に関連する技術研究と開発
2. 開発された技術の権利確保及び実用化
3. 木材産業に関連する技術協力及び情報交流
4. その他木材産業に関連する技術研究と開発に必要な事項

②山林庁長は第 1 項によって木材産業に関連する技術開発を促進するために木材に関連する技術開発またはこれを産業化する者に対して必要な経費を支援することができる。

第 31 条（技術者の養成） ①山林庁長は木材の持続可能な利用に必要な専門者を養成するために必要な場合は次の各号の学校・機関などを専門者の養成機関として指定して必要な教育訓練を実施させることができる。

1. 「高等教育法」第 2 条第 1 号から第 6 号までによる学校
2. 「山林組合法」による山林組合中央会所属の教育訓練機関
3. 「勤労者職業能力開発法」第 2 条第 3 号による職業能力開発訓練施設

4. 木材に関する研究活動などを目的として設立された研究所・機関及び団体

②山林庁長は第 1 項によって指定された専門者の養成期間に対して予算の範囲で教育訓練に必要な費用の全部または一部を支援することができる。

③山林庁長は第 1 項の教育訓練を修了した技術者及び「国家技術資格法」による関連の国家技術資格の取得者（以下、「技術者等」という）に対して林業公務員の採用及び経歴算定の際に加算点を付与あるいは山林事業法人の登録基準に技術者などを採用するような条件を備えさせることができる。

④専門者の養成機関の指定基準及び技術者の認定基準などに関する事項は大統領令で定める。

第 32 条（木構造技術者） ①山林庁長は木材構造物の安全性を図ることや木構造建築の質的水準の向上、その他木構造技術の発展を促進するための木構造技術者の資格制度を運営することができる。

②木構造技術者規格の種類と資格要件、その他必要な事項は大統領令で定める。

③木構造技術者は次の各号の業務を行う。

1. 木材構造物の設置及び管理
2. 木造住宅及び木造建築物の施工と管理
3. その他に大統領令で定めている事項

④木構造技術者は同時に 2 社以上の会社に就職することは禁止され、他者にこの名義を使用することやその資格証を貸すことはできない。

⑤山林庁長は木構造技術者が次の各号のいずれかの一つに該当するとその資格の取消し及び 3 年以内の範囲で資格停止を命ずることができる。ただし、第 1 号・第 3 号及び第 4 号に該当する場合にはその資格を取り消させる。

1. 虚偽またはその他不正な方法で木構造技術者の資格を取得する場合

2. 第4項による就職制限あるいは名義使用及び資格証の貸与禁止に違反する場合

3. 資格停止の期間に業務を行った場合

4. 虚偽書類の作成あるいは故意にその業務を事実と異なってしまう場合

5. 過失でその業務（書類作成を含む）を事実と異なってしまう場合

⑥第5項による行政処分の細部的な基準は違反行為の種類と違反程度などを考慮して農林畜産食品部令で定める。

⑦山林庁長は木構造技術者の資格制度の円滑な運営と就職及び起業支援のために木構造技術者の資格及び経歴を管理することができる。

⑧木構造技術者に対する資格証の発給、資格証の発給状況の報告、その他必要な事項は農林畜産食品部令で定める。

⑨第8項によって発給された資格証はこれを他者に貸すことはできない。

第33条（国際協力及び対外市場進出の促進） ①国及び地方自治団体は国内または海外で不法に伐採された木材が流通・利用しないようにその対策を樹立・施行しなければならない。

第35条（地方自治団体の木材産業に関する事業遂行） ①山林庁長は木材産業に必要な技術のための地方自治体団体の長に次の各号の事業を遂行させることができる。

1. 木材産業に関連する技術の普及に必要な情報収集
2. 木材と関連された教育・体験事業の実施
3. 木材産業に関連する技術教育プログラムの設置及び運営
4. その他山林庁長が必要と認める事業

②山林庁長は第1項の事業を効率的に行うために予算の範囲で必要な費用を支援することができる。

第 36 条（木材利用名誉監視員） ①山林庁長はこの法による規格及び品質表示、品質認証の表示を受けた木材製品の公正な流通秩序を確立するために次の各号のいずれか一つに該当する者を木材利用名誉監視員として委嘱し流通製品に対して指導・広報・啓蒙及び違反事項を申告できることとする。

1. 「消費者基本法」第 2 条第 3 号による消費者団体あるいは生産者団体の会員・職員

2. 「民法」及び「農林畜産食品部長官及びその所属庁長の所管に当たる非営利法人の設立及び監督に関する規則」によって許可を受けた法人の会員・職員

3. ボランティア

②山林庁長は木材利用名誉監視員に対して予算の範囲で監視活動に必要な経費を支払うことができる。

③木材利用名誉監視員の資格、委嘱方法及び任務などに必要な事項は農林畜産食品部令で定める。